

さんご漁業（深海さんご漁業）の許可又は起業の認可方針

（趣旨）

第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下、「規則」という。）

第4条第1項第3号に規定する漁業（高知県の海面で操業するものに限る。以下同じ。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この方針は、規則第4条第1項第3号に規定するさんご漁業のうち、宝石さんご（一般にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられているもの、以下同じ。）を漁獲目的とする深海さんご漁業に適用する。

（漁船の制限）

第3条 使用する漁船は、漁船登録における漁業種類に漁業許可を受ける当該漁業を登録すること。

（起業の認可の期間）

第4条 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間については、認可の日から10ヶ月（起業の認可に係る許可の有効期間が10ヶ月以内に満了する場合はその満了する日まで）とする。

（許可の有効期間）

第5条 規則第15条に規定する許可の有効期間は1年とする。

2 第1項の規定にかかわらず、この漁業の許可を受けた者の地位を承継した場合の許可の有効期間は、当該許可の残存期間とする。

（日の出及び日没時刻）

第6条 規則第13条の許可等の条件で定めている日の出及び日没の時刻は、国立天文台の示しているこよみを参考にすることとし、別紙「高知県のこよみ」のとおり定める。この表は1年ごとに更新することとする。

（知事許可漁業の漁業種類、操業区域、操業時期、漁業者の資格及び制限又は条件など）

第7条 規則第4条第1項第3号で規定するさんご漁業（室戸岬周辺海域）の制限措置等については以下のとおりとする。

（1）漁業種類

深海さんご漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数の上限

ア 20トン未満の船舶

イ 現在の許可数を超える許可をしない

（3）推進機関の馬力数

なし

（4）操業区域

操業区域は、室戸市室戸岬町ビシヤゴ渚から真方位154度0分の線以西、室戸市室津港赤灯台と行当岬突端を結ぶ直線の中央点を通過する真方位203度0分の線に至る高知県海面とする。ただし、次の海域を除く。

ア 水深200メートル以深の区域

イ 距岸2海里以内の区域

ウ 「ひこ礁」の頂点を中心とした半径 300 メートルの円周内の区域

エ 北緯 33 度 14 分以上の区域

(5) 操業期間

3 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(6) 許可等の条件

ア 使用する漁具は、さんご網に限り、直径 2 センチメートル長さ 300 メートル以内のひき綱にさんご網を連結したもの 1 統とし、けたを使用する場合は長さ 2 メートル以内のけた 1 統とする。

イ 悪掛時及び危険を回避する場合を除き、操業中は漁船の動力を用いて曳網してはならない。

ウ 操業時間は日の出から午後 2 時までとする。

エ 操業中は別記様式 2 による標識板を船橋の両舷に他から見やすいように表示しなければならない。

オ 操業時には許可名義人（法人又は共同経営の場合は操業の責任者）があらかじめ届出た船舶に乗船しなければならない。

カ 自船の航跡を表示する機能を有する航海機器（GPS プロッター）により、当該漁業の操業に係る航跡を記録し、次に深海さんご漁業を操業するまでの間は保存しなければならない。ただし、休漁期間中（1 月、2 月、6 月、7 月及び 8 月）は、この限りでない。

キ 1 漁期における高知県全体のあかささんご、ももいろさんご及びしろさんごの生木の採捕量の上限は、0.5 トン以下とし、知事が当該数量を超過する恐れがあると認め、別途、採捕の禁止を指示した場合には、当該指示に従わなければならない。

ク 根元から 3 センチメートル上部で直径 7 ミリメートル未満及び長さ 3 センチメートル未満の石付きの生木は、放流しなければならない。

ケ 遠隔操作型無人探査機（ROV。水中ドローンを含む。以下、ROV とする。）、自律型無人潜水機（AUV。以下、AUV とする。）及び有人潜水機（HOV。以下、HOV とする。）を用いて宝石さんごをとってはならない。

コ 宝石さんごをとる目的で、ROV、AUV 及び HOV を用いて宝石さんごの生息状況や底質の状況を撮影してはならない。

2 規則第 4 条第 1 項第 3 号で規定するさんご漁業（足摺岬等周辺海域）の制限措置等については以下のとおりとする。

(1) 漁業種類

深海さんご漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数の上限

ア 20 トン未満の船舶

イ 現在の許可数を超える許可をしない

(3) 推進機関の馬力数の上限

なし

(4) 操業区域

操業区域は、土佐清水市足摺岬灯台から磁針方位 135 度 0 分の線以西の高知県地先海面とする。ただし、次の海域を除く。

ア 水深 200 メートル以深の区域

イ 宿毛市沖の島南側（白岩宴落共同漁業権境界基点と姫島されたお見通し線南廻り、

弘 瀬芦の川共同漁業権境界基点と三ツ瀨頂上見通し線までの地先)の距岸1,000メートルの区域、その他の海域(沖の島北側、姫島、鵜来島、蒲葵島を含む)では距岸2,000メートル以内の区域

ウ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線及び幡多郡大月町浅瀨崎から真方位200度0分の線に囲まれた区域

エ 幡多郡大月町勤崎から磁針方位315度0分の線以北の区域

オ 東経132度23分以西の区域

カ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線、北緯32度41分の線及び東経132度56分の線に囲まれた区域のうち北緯32度41分の線以北の区域

キ 北緯32度37分の線、東経133度0分の線及び北緯32度40分の線に囲まれた区域のうち東経133度0分の線以東の区域

ク 北緯32度34分の線及び東経132度50分の線に囲まれた区域のうち北緯32度34分の線以南及び東経132度50分の線以西の区域

(5) 操業期間

3月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日までとする。

(6) 許可等の条件

ア 使用する漁具は、さんご網に限り、直径2センチメートル、長さ375メートル以内のひき網に網を連結したもの1統とし、けたを使用する場合は、長さ7メートル以内のけた1統とする。

イ 悪掛時及び危険を回避する場合を除き、操業中は漁船の動力を用いて曳網してはならない。

ウ 操業時間は日の出から午後2時までとする。

エ 操業中は別記様式2による標識板を船橋の両舷に他から見やすいように表示しなければならない。

オ 操業時には許可名義人(法人又は共同経営の場合は操業の責任者)があらかじめ届け出た船舶に乗船しなければならない。

カ 自船の航跡を表示する機能を有する航海機器(GPSプロッター)により、当該漁業の操業に係る航跡を記録し、次に深海さんご漁業を操業するまでの間は保存しなければならない。ただし、休漁期間中(1月、2月、6月、7月及び8月)は、この限りでない。

キ 1漁期における高知県全体のあかさんご、ももいろさんご及びしろさんごの生木の採捕量の上限は、0.5トン以下とし、知事が当該数量を超過する恐れがあると認め、別途、採捕の禁止を指示した場合には、当該指示に従わなければならない。

ク 根元から3センチメートル上部で直径7ミリメートル未満及び長さ3センチメートル未満の石付きの生木は、放流しなければならない。

ケ 遠隔操作型無人探査機(ROV。水中ドローンを含む。以下、ROVとする。)、自律型無人潜水機(AUV。以下、AUVとする。)及び有人潜水機(HOV。以下、HOVとする。)を用いて宝石さんごをとってはならない。

コ 宝石さんごをとる目的で、ROV、AUV及びHOVを用いて宝石さんごの生息状況や底質の状況を撮影してはならない。

2 許可等の申請の種類については以下のとおりである。

(1) 新規・更新許可申請（規則第 11 条）

ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとする申請の場合

イ 現に許可を有しているものが更新する申請の場合

(2) 変更許可申請（規則第 16 条）

許可を受けた者が、第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、許可漁業を営もうとする場合

(3) 書換交付申請書（規則第 27 条）

許可を受けた者が、許可証の記載事項に変更が生じた場合（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）

(4) 再交付申請（規則第 28 条）

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損した場合

(5) 起業の認可申請（規則第 11 条）

起業の認可（規則第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。）をしようとする場合

(6) 休業届（規則第 19 条第 1 項）

許可を受けた者が、1 漁業時期以上にわたって休業しようとする場合

(7) 就業届（規則第 19 条第 2 項）

許可を受けた者が、前項の休業中の漁業につき就業しようとする場合

3 その他の知事が必要と認める書類については以下のとおりである。知事は下記に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

(1) 規則第 9 条第 1 項第 1 号の「適格性を有するものでない場合」かどうか判断する場合

ア 誓約書（法人の場合は、代表者及び操業に従事する者）

イ 適格性申立書

(2) 規則第 11 条第 7 項に記載する許可等をすべき漁業者の数が、公示した漁業者の数を超えた場合、すみやかにその旨と「さんご漁業の許可等の基準」に示す優先順位を決定するに必要な資料を追加で提出できる期間について公示することとする。

附 則

1 この方針は、令和 3 年 1 月 5 日から施行する。

2 平成 31 年 1 月 1 日付け「さんご漁業（深海さんご漁業）の許可又は起業の認可方針（室戸岬等周辺海域）」は、本許可取扱方針の施行に伴い廃止する。

3 平成 31 年 1 月 1 日付け「さんご漁業（深海さんご漁業）の許可又は起業の認可方針（足摺岬等周辺海域）」は、本許可取扱方針の施行に伴い廃止する。

附 則

この方針は、令和 4 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。

別記様式 1

代 表 者 選 定 届

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

下記のとおり、さんご漁業に係る共同申請の代表者を選定したので届け出ます。

なお、操業時に許可船舶に乗船しなければならない者は、上記のうち、_____

とすることを併せて届け出ます。

記

代表者 住 所
氏 名 印

別記様式 2

